

## 第 79 回神奈川県屋外広告物審議会 会議記録

■日時 令和 5 年 7 月 24 日（月）午後 2 時から午後 3 時 30 分まで

■場所 神奈川県民ホール 6 階大会議室

### ■出席委員

菊竹雪委員（会長）、小林正美委員、佐々木葉委員、湯澤幸子委員、田中佐知子委員、永田てるじ委員、須田こうへい委員、片桐紀子委員、笠原陽子委員、蛭田淳哉委員、廣川淨之委員、三上雅之委員、石井義久委員、清水洋一委員、畠山淳一委員、江田浩忠委員、渡邊敬弓委員

### 1 開会

議長から、委員総数 18 名のうち過半数を超える 17 名の委員の出席により、定足数を満たしていること、審議会を公開とすることを報告。

### 2 議事

諮問事項の神奈川県屋外広告条例施行規則の見直しについて、資料 1 に基づき都市整備課長から説明。

#### ○議長（菊竹会長）

屋外広告物条例のうち、特にプロジェクションマッピングとデジタルサイネージの面積について、また、許可地域と禁止地域につきまして、明快にお示しいただきました。

この改正にあたり、光害の防止について、それから音声・表示内容に関する配慮等々について、ガイドラインも作成いただいております。

第 78 回の審議会において、活発なご意見をいただきましたが、その意見に対しても事務局の方でご丁寧に対応いただきまして、今回の施行規則の見直しについてご説明がございました。

ご意見がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

#### ○片桐委員

音声に関する配慮について、資料 3 の東京都の「広告宣伝車の規制について」にあるような、派手な広告宣伝車はよく東京で見かけますが、一番気になるのは音声です。昼間で居住地でもないのに、そんなに迷惑にならないのかもしれませんが、かなり強烈な音声を出して走っていて、広告宣伝車としては効果があるのかもしれませんが、非常に目につきます。

ガイドラインの「音声に関する配慮」では、原則として音声は出さないこととありますが、これは広告宣伝車についても適用されるということによろしいのでしょうか。

#### ○事務局

今、委員からお話があった広告宣伝車とは類を別にしておりまして、今回は、先ほど

ご説明したとおり、プロジェクションマッピングとデジタルサイネージ、その二つについて諮問させていただこうと思っております。広告宣伝車については、後ほどご説明しますが、まだ規制とかそういった議論には至っていないのが実態でございます。

**○片桐委員**

すみません。大変申し訳ありませんでした。

**○議長（菊竹会長）**

とんでもございません。後ほどそのことについては意見交換させてください。

**○片桐委員**

ありがとうございました。

**○湯澤委員**

「光害の防止について」ということで、とても有意義な内容が盛り込まれた対応策だと思っているのですが、光害というのは、こちらに書かれている文面を読ませていただきますと、景観や人々の健康というものが第一に留意されているということでもあります。

ただ、光害というのは、野鳥などの自然環境への影響というのが非常に大きく、神奈川県は緑豊かな街でもありますし、それが人間の生活にも非常に良好な環境を与えていますので、明るさや色彩の配慮は当然ですけれども、光の方向というのもすごく重要となります。人が必要な手元の光、足元を照らす方向の光であれば、さほど自然界への大きな影響はないと言われておりますが、これが上空、空中に向けて、アップライトという形で夜間、空に向かって放たれると、野鳥のルートを狂わせるようなことがあると言われております。

必要な光がものにあたって人間の生活を豊かにするということはとても大事ですが、無駄に外へ放出されてしまうことによって生じているものが光害の本質なので、明るさと色彩の配慮も然りですが、放つ方向についても考慮した施策が少し盛り込まれても良いと感じました。

**○議長（菊竹会長）**

ありがとうございました。この光害の防止等につきましては、今回はプロジェクションマッピングとデジタルサイネージが対象ですけれども、確かにおっしゃられるように、方向というのは非常に重要なポイントですから、今後ぜひそのことについても、事務局で改めてご検討いただければと思います。

**○江田委員**

今の光害ですけれども、一つ事例として、横浜市内のパチンコ店が、川の反対側のマンションに向けてパチンコの画面をサイネージで映していて、建物の色が青になったり赤になったりするぐらいの強さでやっていたことがありまして、横浜市役所から相談を

受けたことがあります。先方に連絡をして、輝度を落としてくださいという話をしたら落としていただけましたが、湯澤先生がおっしゃるとおりで、やはりLEDは直進性の光が非常に強いので、何メートルか離れたところで、白いものに当てて測るとかそういうことを決めないと、非常に強い光を出していることがとても多いと思います。

特に横浜市内はそうですが、パチンコ店はそういうものを結構使っていますし、見る角度によるといろいろなところに当たっていますので、その辺の目安をもう少し具体的にされた方が良くと思いました。

#### ○議長（菊竹会長）

事務局で、この件につきましてご検討いただけますでしょうか。

#### ○都市整備課長

ただいま大変貴重なご意見をいただきましたので、ガイドラインには反映できるように検討していきたいと思えます。

#### ○議長（菊竹会長）

よろしく願いいたします。

#### ○小林委員

プロジェクトンマッピングというのは、先ほどの県庁の事例のように30㎡以上のイベント時にやられたりすることがあると思いますが、そういう例外というか、仮設的なものについて、今までどういう議論があったのかということと、そういった申請があったときに審査のようなものがあるのかどうか、その2件についてお願いします。

#### ○議長（菊竹会長）

この件につきましては、掲出が5日以内であると屋外広告物条例に該当しないという観点から、審査等は行われていないように思いますが、小林委員から重要な点をご指摘いただきました。

審査というのは例えば県庁の事例のような場合、どのようにされているか、少し説明を加えていただいでよろしいでしょうか。

#### ○事務局

菊竹会長がおっしゃったとおり、5日以内のイベントなどで用いられるプロジェクトンマッピング等については、屋外広告物としては取り扱っておりませんので、許可申請などの相談もこちらの方には来ないことになります。

近年、特に市町村や土木事務所から、そういった大型の5日を超える常設的なプロジェクトンマッピング等の相談というのは来ていない状況ですので、審査も特にしておりません。

**○議長（菊竹会長）**

資料1に関する説明の中で、今後、自主審査会についても状況によっては考えていくとのことでしたが、小林委員からご指摘いただいたことについても、要望が多くなってきた場合は併せてご検討いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○事務局**

はい、ありがとうございます。

**○須田委員**

資料1-2の3(1)ウについて確認です。「住環境への配慮が求められる地域では、特に深夜時間帯の表示を避けること」で概ね午後10時以降とありますが、少し行政文書としては、不確定とといいますか、裏読みすると、深夜を避ければ未明ならいいのかとか早朝ならいいのかという議論にもなってしまうと思うので、例えば10時から朝の6時までというように、何時から何時までは駄目と明確に規定した方がいいと思います。

この「以降」というのが何を指すのか、また、「特に」と書かれてしまうとあまり規制にならない気がしますので、区切りを設けた方がいいのではないかという意見です。

**○事務局**

今のご意見について、深夜時間帯の時間を明確に示すということに対しては、住宅街である場合もありますし、商業系の地域である場合もありますので、ケースバイケースで考えております。ただ、ここで深夜時間帯と書いただけだと、委員のおっしゃるとおり、では何時からなのかとなるので、目安として10時以降とは書いていますが、実際には申請を受けたときに、ケースバイケースで時間帯は決めていきたいと思っております。

**○須田委員**

分かりました。その旨を書かれた方が分かりやすいと思います。

**○佐々木委員**

確認ですが、基本的にデジタルサイネージとプロジェクションマッピングは、自然系、住居系の地域と広告景観形成地区では駄目となっていますが、基本そこには付けられないという理解でよろしいですか。

**○都市整備課長**

ご指摘のとおりでございます。

**○佐々木委員**

ガイドラインの中で「住環境への配慮」とあるのは、本当の住宅地はそもそも設置が出来ないけれども、商業地域のようなところでもお住まいになっている方がいらっしゃるの、そういうところでは配慮してくださいと、そういう読み方をしてよろしいので

しょうか。

**○都市整備課長**

はい、委員お見込みのとおりでございます。

**○佐々木委員**

ありがとうございました。確認できました。

**○渡邊委員**

資料1-2の3(2)「音声に関する配慮」に、「原則として音声は出さないこと」と記載されておりますが、音声を出す場合には、音量や時間帯に十分配慮することとも併記されております。音声を出す場合にはどのようなケースを想定されているのか、また、音量や時間帯に十分配慮するというような記載ではなくて、ケースバイケースで考えられるとは思いますが、具体的に時間帯やデシベルなどの単位でもう少し詳しく記載すべきではないかと思えます。

**○都市整備課長**

騒音や光害については、屋外広告物条例では規制できないのが現実でして、例えば神奈川県生活環境の保全等に関する条例など、他の法令により規制が行われますので、こういった音を出すような広告物の場合については、もし苦情等があった場合には、事業者の方に対して、このガイドラインを遵守していただくように求めていくこととなります。それでも改善が見られない場合は、屋外広告物条例では規制できませんので、近隣の住民の方から環境部局等に直接ご相談していただくこととなります。

**○渡邊委員**

屋外広告物条例では規制できないということは、広告物は基本音を出さないという認識のもとで、条例を決めているということでしょうか。

**○事務局**

音に関する規制というのが屋外広告物条例にはないので、このガイドラインで原則は出さないことと定めています。ただ、商店街などにぎやかな場所で音を出す場合も考えられると思うので、場所とか時間帯によって、やむを得ない場合は音量とか時間帯に配慮した上でなら出しても良いというようにこのガイドラインでは決めました。

具体的な時間帯や、音量が何デシベルまでなら良いというのは明記していませんが、その地域に応じた適正な音量でお願いする予定しております。

**○渡邊委員**

社会情勢の変化で、プロジェクションマッピングやデジタルサイネージも進化していると思うのですが、現在音を実際に出しているものはないということでしょうか。

○都市整備課長

先ほどもご回答させていただいたとおり、音に対する規制は、屋外広告物条例での規制ではなく、環境部局の条例等で規制をしております、そちらで縛られることとなりますので、広告物から出ている音だからということではなく、騒音については騒音の方の条例で規制を受けることとなります。

○渡邊委員

承知しました。

○議長（菊竹会長）

ありがとうございます。申請があった場合には、ぜひ時間帯と、音を出す・出さないについて、ケースバイケースでご確認いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○都市整備課長

そういった申請がありましたら、関係部局との連携なども図りたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

○片桐委員

音に関連して、例えば地下鉄の入口などで目の不自由な方への誘導のための音が定期的に流れるということがありますので、設置場所についてはその辺りのところも確認していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○都市整備課長

具体的な申請があった時点で、その辺りを確認したいと思います。ありがとうございます。

○田中委員

少し抽象的な質問になるかもしれませんが、前回から今回までこのガイドラインを検討した過程におきまして、資料1-2の3(5)「関係法令等の遵守」について、今後のことを想定してどういった周辺法令をご検討くださったのでしょうか。

もう1点は、「自主審査」について、前回渋谷の街のお話を先生方からご説明いただきましたが、私はこの分野における自主審査というものを十分存じておりませんので、今回のこのガイドラインでは、申請があった場合、あるいは実際に掲出する場合に、自主審査はどのようなタイミングで、どのような形でなされるのかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（菊竹会長）

それでは、関連法令について、二つ目は自主審査のやり方について、事務局からご説明をお願いいたします。

#### ○事務局

まず一つ目の関係法令、関係機関との調整についてですが、3(1)エ「道路交通への配慮」は、神奈川県警察本部と調整をして、この文言を記載しております。ここに記載したとおり、交差点付近など、道路交通に影響を及ぼす場所に設置する場合には、まずは所轄の警察署にご相談いただくということで調整を行っております。

その他、投影や掲出する内容等については、青少年保護育成条例の所管課や、先ほどの騒音を規制する環境部局などと必要に応じて調整を行っていただくこととしております。

二つ目の自主審査のやり方については、今のところは、掲出前にまずこのガイドラインで事業者の方に一つ一つチェックしてもらって、それを許可窓口で確認した上で許可を行うという流れを想定しております。

#### ○田中委員

ありがとうございます。道路交通の関係であるとか青少年保護育成条例については、先ほど課長がご説明くださったような、関係部局の条例だと思いますが、緊急車両、例えば消防や救急など、緊急的に光などを使いながら運行されるものに対しても配慮されているのでしょうか。

#### ○議長（菊竹会長）

いわゆる救急車、消防車などの音や光とサイネージとの関係でしょうか。おそらくすごく短い時間のことはありますが、観点としては重要だと思います。ぜひこのあたりの件、消防や警察に一応確認していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○江田委員

自主審査についてですが、渋谷の商店街の組合には、屋外広告物の専門の東京屋外広告美術協同組合の理事長がアドバイザーとして入っていまして、非常に適切なアドバイスが出来ていると思いますが、自主審査する場合のメンバーによっては、レベルがすごく違ってきて、違った判断が出るのではないかと思うので、その辺の調整はどのようにするのか教えてください。

#### ○都市整備課長

県では、渋谷のような自主審査会を設ける予定は今のところは考えておらず、まずはガイドラインに基づく事業者による自主審査によって申請していただくことを想定しております。そして、許可申請時に自主審査を行ったかどうかというのを窓口で確認する予定です。

こういったやり方でまず運用しまして、何か課題が出てくるようでしたら、渋谷のような自主審査会のようなものも検討しようと考えております。

#### ○議長（菊竹会長）

ありがとうございます。この審議会にもそれぞれ建築、環境、デザインに関する有識者が揃っておられますので、ぜひそういう方もメンバーに含めて、自主審査がうまく進んでいくようにご検討いただければありがたいと思います。

#### ○廣川委員

資料2に県条例の所管区域がありまして、色の塗ってあるところが条例の適用区域かと思えます。白い部分の、私たちの横須賀市を含めて横浜市、藤沢市などは適用にならないので、今回改正された後に、どのタイミングで各市への情報提供を行うのか、あるいはこういった屋外広告物行政の必要な統一感みたいなものをどう図っていかれるのか、教えていただければと思います。

#### ○事務局

県内では、独自で条例を作っている市が11市ありまして、その11市と県を含めた担当者会議を年1回開催しており、そこで条例の改正状況等を毎回情報共有しておりますので、そういった場で今回の改正内容についても情報共有させていただく予定です。

すでに横須賀市、鎌倉市、横浜市などは、こういったガイドラインを作っているということも聞いておりますが、今回県も作ったので共有させていただき、できれば県内で足並みを揃えたいと思っております。

#### ○小林委員

現在、廣川部長のところ、景観審議会の会長を担当しております。最近、屋外広告物の審議会と合併して一緒に審議をしていて、同じような議論はもちろんしているのですが、大きな問題は、ほとんどが横須賀市内の広告業者ではなくて、市外の広告業者が工事をしていることで、3年ごとの申請をきちんと行っていないなど、市外の業者なのでなかなかコントロールしにくいというようなことがあります。

私は神奈川県がその上で全体をカバーしているのかと勘違いをして今日来たのですが、そこはカバーしていないということなので、今のような連絡会議のようなところでそういった広告業者についての情報のやりとりなどもしていただければ、各市の方は助かるのではないかと思います。よろしくお願いします。

#### ○事務局

ありがとうございます。

#### ○議長（菊竹会長）

今、大変貴重なご意見をいただいたと思いますので、どうぞよろしくお願いします。



### ○江田委員

私どもは神奈川県内の広告業者の会ですが、神奈川県の広告美術協会にも登録していない業者というのが非常に多くあります。我々の協会に入っている方に対しては、年に1度勉強会を行ったり、安全点検の資格をきちんと取ってもらったりという活動をしていますが、小林委員がおっしゃられたとおり、登録もしないでどこの誰か分からない人が看板を付れたり、ルールを全く無視してやっていることが非常に多いです。

我々もこれは行政だけの問題ではないと思っているので、なるべく協会に入ってもらおうなど、同じレベル感でものが見られるような形で進めていきたいと思っていますので、お願いいたします。

### ○議長（菊竹会長）

他にご意見はございますか。ご意見がないようでしたら、採決に移らせていただきます。

審議会規則第8条第3項の定めにより、議事は出席委員の半数以上の賛成で決することになっております。

本日の諮問事項「神奈川県屋外広告物条例施行規則の見直しについて」は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

### ○議長（菊竹会長）

ありがとうございます。それでは、原案どおり答申することといたします。

続いて事務局から情報提供について、ご説明をお願いいたします。

## 3 情報提供

県条例所管地域内の屋外広告物行政及び広告宣伝車の規制について、資料2・3に基づき事務局から説明。

### ○議長（菊竹会長）

皆様から何か事務局へのご質問等はございますか。

### ○須田委員

そもそもの話ですが、九都縣市で仮に規制をしたとしても、違法にこういうことをする人というのは、今度は東北地方や中部地方だとかより遠いところでナンバーを取得すればいいじゃないかと、イタチごっこになりかねないと思います。国への要望として、走行地の条例が適用できるようにという働きかけをしていかないと根本的な解決にはならないと思うのですが、現状どうなっているのか教えていただければと思います。

### ○事務局

実際には、九都縣市の事務レベルで検討を始めたところですが、まさに委員がおっし

やったようなことも含めて、検討が始まった段階ですので、どちらの方向に向かうかというの、今後の検討次第だと思っております。

ただ、委員にご意見いただいたことについては、会議の場でそういった議論が出た際には参考にさせていただきます。

#### ○片桐委員

先ほど、広告物で危ないものがないかどうか点検を行っているという話がありましたが、このコロナ禍で、商店街を見ても、お店が廃業されたりして、看板がそのままになっているケースが結構あると思います。その場合に、どういう手続きで危ない看板の撤去を行っているか、あるいはどなたに撤去してもらおうのかについて教えていただければと思います。

#### ○事務局

実際に看板を掲出している方が、お店であれば特定できると思いますので、撤去に当たっては、そういった方々に働きかけを行うことになると思います。

あとは、許可申請された広告物について、継続しているのか、継続していなければ除却の手続きが取られているのかを確認しながらやっているという状況です。

すべての看板をチェックできるかという、数も多く難しいですが、キャンペーンの中でもそういった視点を踏まえて点検などを行っています。

#### ○片桐委員

ありがとうございます。そうすると、たとえば住民の方からこの看板が危ないというような話があれば、速やかに行っていただけるということでしょうか。

#### ○事務局

現地確認はさせていただいて、適切に対応します。

#### ○議長（菊竹会長）

私から一つ伺いますが、屋外広告物の除却、加えて安全点検は、どなたが主体となってやっているのでしょうか。

#### ○事務局

点検義務があるのは、基本的には所有者本人となります。掲出しているご本人が持ち主でもあるのでその方になりますが、一般の方ということもありますので、こういったキャンペーンのときなどにパトロールをして確認も行っています。

#### ○江田委員

今おっしゃっていた安全のパトロールについては、神奈川県と、年間一つのエリアを決めてパトロールを一緒に行わせていただいて、これを撤去したほうがいいですよとか、

直した方がいいですよというアドバイスはしていますが、たくさんのエリアがある中で年に1回1か所しかできないので、もう少し数を増やすとか、やり方を考えて広めていければいいと思います。

それと、先ほど出た空き家になっている店舗についてですが、看板は付けた瞬間から劣化が始まっているようなものですから、やはり店を閉めるときには看板を外させるというような決めごとにも必要だと思います。

前の人が見板を付けっぱなしにしている、次に入った居抜きのお店では使わない場合もあり、そうすると誰が管理しているのか分からないような状態のものも結構あるのが現状なので、その辺も決めていく必要があると思います。

アーチ看板などは、昔は商店街が成り立っていて修繕もできましたが、今はほとんどが歯抜けになっており、修繕されず付けっぱなしになっていることが多いですが、アーチ看板は老朽化すると、1か所撤去するのに1,000万以上かかるというところもあります。この前、横浜市内の商店街のすごく良いアーチ看板が3本撤去になりましたが、いつかは改修しなければいけないものなので、商店街としてきちんと修繕費を見ているか、積み立てをやっているかということは安全につながる重要なことです。

我々も商店街パトロールのときにはそういうお話をさせていただきますけれども、行政の方からも確認してあげた方がいいと思いますので、その辺の指導もお願いしたいと思います。

#### ○議長（菊竹会長）

ありがとうございます。

以上で、本日の議題はすべて終了となりますが、全体を通して何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

#### ○渡邊委員

よくマンションや住宅の業者が、駅前とか住宅の近くに、貼り紙や貼り札、あとはカラーコーンが直接道路に置いているのを小さい頃から今に至るまで目にしています。近くの住民の方が自主的に撤去したりして、業者にこういうことをやめるようにと言っても結局はイタチごっこみたいなところがありますが、そういうことを繰り返さないようにするには、所轄の警察署なのか、それとも道路の場合は道路部局なのか、どこに連絡するのが一番ふさわしいのでしょうか。

#### ○都市整備課長

違反広告物が置いてある場所によると思いますが、例えば道路でしたら道路管理者というように、その施設を管理している管理者に連絡をしていただくのが一番適切だと思います。

#### ○渡邊委員

具体的に、例えばこの辺の道路だとどういうところが当てはまるのでしょうか。市で

しょうか。

○都市整備課長

横浜市内の道路でしたら横浜市になります。

○渡邊委員

政令指定都市だと区があると思うのですが、区ではなくて市ということでしょうか。

○蛭田委員

川崎市は7区ありまして、各区に道路公園センターがございます。そちらに連絡していただければ撤去いたしますけれども、ただ、今おっしゃられたとおり、それを取ったとしても、カラーコーンというのは数百円で買えるものですから、それをまた買ってきて貼られるというのが繰り返しというか、現実です。

○渡邊委員

分かりました。川崎市は区ということだったのですが、横浜市、相模原市などの政令指定都市や、神奈川県ではどのようになっているのでしょうか。

○都市整備課長

一義的には、その場所の区役所に連絡していただければ、何らかの対応をしていただけたと思います。詳細は市それぞれなので、把握していませんが、県の場合は、県道でしたら土木事務所とか、市道でしたら市役所の道路課など道路を所管している課につながりますので、とりあえず市役所や土木事務所に連絡していただければと思います。

○渡邊委員

分かりました。ありがとうございます。

○田中委員

資料2の2（「過去3か年の業務実績」）について、特に事務局のご意見を伺いたいです。資料の統計を見ますと令和2年、3年、4年の実績があります。コロナの時期と、コロナが少し収束しかけてきた令和4年、5類になった令和5年で、継続的に屋外広告物行政を担ってこられた中で、コロナの時期と少し収束してきた時期との比較において顕著な変化などがもしあれば、教えていただきたいです。

○事務局

除却件数につきましては、コロナの影響であまりパトロールができない時期もありましたので、例年よりは少し減っている状況です。

許可申請数や登録業者の数については、個人的な実感では、あまり大きくは変わっていないと感じています。神奈川県広告美術協会さんでは、広告の受注件数などがで

したでしょうか。

**○江田委員**

私の会社では、基本的にものづくりをやっているが、鉄道会社や道路標識など、そういうものも多いですが、全体的に受注件数はかなり減っていますし、まだ戻っていないような状態です。

**○事務局**

ありがとうございます。

**○江田委員**

先ほどの道路のコーンの話ですが、こっちが県道、こっちが市道だったら両方に言わなければいけないのかとか、普通の人は分からないということもあるので、最初に聞いたところがきちんと連携を取るというわけにはいかないのでしょうか。

その場所の一番最寄りのところに連絡したら、きちんと連絡が行き届くような連携が図ればいいのかと感じました。

**○道路管理課副課長**

道路管理課からお答えします。まず、横浜市の関係ですが、横浜市も区ごとに土木事務所がありますので、もし道路占用に関するものであればその区の土木事務所に相談されると良いと思います。

また、今のご質問の連携の関係については、確かに特段決めはないですが、当然お互い道路管理者の間で連携を取っていますので、例えば県管理道路を管轄する土木事務所に連絡して、そこが市道だということがわかれば、市の方に連絡しますし、私どもは本庁ですけれども、もちろん本庁にご連絡いただいても市役所ですとかそういうところに必ず連絡しております。市についてもおそらく同じではないかと思いますが、特段連携体制は取ってはいませんが、自然と連携はされていると考えていただいて大丈夫です。

**○石井委員**

逗子市ですけれども、大体市民の方というのは、県道と市道の区別があまり分からずに、市役所の道路担当に通報や相談をされることが多いので、常に県の土木事務所と連携を取りながら情報を共有して、一緒に対応することが出来ています。どこの市役所もそうだと思いますので、そこはあまりご心配されなくてよろしいのかなと思っております。

**○道路管理課副課長**

もう一点補足させていただきたいのですが、政令市の場合は、県道であっても政令市が管理しておりますので、少し違いがあります。そこに関しても、私どもの方で詳しい場所をお伺いして、管轄の土木事務所に案内を必ずしていますので、制度としては結構

複雑なところがありますが、土木事務所に連絡するとそういう形で対応しているということだけは、ご理解いただければと思います。

#### ○須田委員

先ほどの関連で、県所管域で道路のガードレールなどが壊れてしまったときに、住民の方からアプリを通じて県に連絡ができるシステムが稼働していると思います。その中に、併せてこういった違反広告物を見つけたら教えてください、もしそれが市道だったら市と連携します、というような案内があれば、より利便性が高まり、住民サービスが向上すると思いますが、そういう報告項目を足すことは考えられないですか。

#### ○道路管理課副課長

確かに、いろんなサービスができれば好ましいというのは、私も個人的には実感しています。ただ、どうしてもすべてを対応していくのはなかなか難しいと思っています。

今委員がおっしゃったように、神奈川県は道路損傷を報告するシステムを持っていて、これを念頭に置かれてご発言されたと思うのですが、その道路損傷と、都市系のセクションの方々がやられている広告物では少し違うところがあります。ただ、そこに関しても、制度としてはありませんが、先ほど土木事務所の例のように、ご連絡いただいて道路ではないということが分かれば、適切なところにご案内はしていると思います。

#### ○永田委員

今のお話ですけども、県道であれば県、市道であれば市という話があって、それぞれのところに連絡すれば、結果的に連携は自然にされていくということですが、例えば民有地の中にある広告物で、管理者が民間人の場合もあるので、多分渡邊委員がおっしゃりたいことを推察するに、景観に関することについてはここに言えば、そこから所有者を当たって動いてくれるというようなことを期待しているのではないかと思います。

そういうことが制度的に出来ていないということであれば、今後を見据えて、そういった体制を構築することが求められていると思いますので、その辺を視野に入れて、これから議論を進めていきたいと思ひますし、また事務局もその観点を持ってもらいたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

#### ○渡邊委員

皆様ありがとうございます。一般市民の方はしかるべき部署というのがわからず、区役所など自分の最寄りところに連絡をされてしまうと思ひます。私は実際には通報したことがないので分からないですが、縦割り行政で、うちはその該当ではない、担当ではないと言われて、たらい回しにされて結局本当に指導されたのかどうかも分からないこともあると思ひますが、そこまでして自分で何回もいろんなところに連絡をする市民の方がいるのか、ということも感じていたので、議員の方がご発言されたように、連携を今後も強く進めていただいて、1か所目に連絡したところが該当ではなくても、行政の中で連絡を引き受けていただけるように強く今後望みます。お願ひいたします。

**○議長（菊竹会長）**

ありがとうございます。神奈川は違反広告に対してとても意識が高いのだろうということを改めて感じましたので、ぜひ今後、連携について、そしてどこにお尋ねしたらいいのかということ、引き続きご検討いただくようお願いいたします。

**○都市整備課長**

分かりました。ありがとうございます。

**○廣川委員**

今の話とも関連して一つお願いがあるのですが、屋外広告物の撤去などは、各自治体で一生懸命やっていますが、なかなか先に進まず、何回お願いに行ってもまた戻されるということがありますので、やはり意識啓発というのがすごく大切で、継続して啓発を続けていかなければいけないと思います。

こういった規則の改正などあったときに、新しいチラシを作る、広告をする、県のたよりに特集を組むとか、毎年とは言いませんが、そういった啓発の取り組みを県がこのような機会を通じてやっていただけると、各市もそれに乗っかって同じような取り組みを進めていくことができると思っています。

私どももすごく手詰まりで、なかなか先に進まなくなっていますので、ぜひ各自治体で連携してやれるように、県から積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

**○議長（菊竹会長）**

啓発活動につきまして、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

**4 閉会**